本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
二千十六年三月二十一日にプノンペンで
カンボジア王国駐在
日本国特命全権大使　隈丸優次
カンボジア王国
副首相兼外務・
国際協力大臣　ハオ・ナムホン閣下
（カンボジア側書簡）
（訳文）
書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。
（日本側書簡）
本大臣は、更に、前記の了解をカンボジア王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
二千十六年三月二十一日にプノンペンで
カンボジア王国
副首相兼外務・
国際協力大臣　ハオ・ナムホン
カンボジア王国駐在
日本国特命全権大使　隈丸優次閣下

○農林水産省告示第九百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町木頭西宇字拝ノ久二二二から二二四まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町木頭北川字船谷六五の四から六五の六まで、六九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　徳島県美馬市木屋平字川上カケ二〇五、二六二、二九九、三〇〇、三一一、三一三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川上カケ二〇五・二六二・二九九・三〇〇・三一一・三一三の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町洞岳字上尾園四〇六四の四、字城ノ尾四一三七の二、四一三八、四一三九、四一四〇の二、四一四四、字松原四一四八の二、字飯田谷四三四一から四三四五まで、四三四八から四三五〇まで、四三五三、四三六二、四三六六の二、四三六七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字城ノ尾四一三七の二・四一三八・四一三九・四一四〇の二・字飯田谷四三六六の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字上尾園四〇六四の四、字松原四一四八の二、字飯田谷四三四八から四三五〇まで、四三五三、四三六二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町椿字本屋敷三〇〇の一・三〇〇の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字本屋敷三〇〇の一・三〇〇の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町大島字棚ノ澤五四六七の七、五四六七の一〇、五四六七の一一、五四七五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字棚ノ澤五四七五の一（次の図に示す部分に限る。）、五四六七の七、五四六七の一〇、五四六七の一一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）